

無料耐震診断結果である判定値によって、各種補助制度を設けています。

種類	条件
①耐震改修費補助 (上限100万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値 1.0以上 とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に 0.3を加算した数値以上 とする耐震改修
③解体費補助 (上限20万円)	判定値が 1.0未満 と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体 ※解体費補助については、自らが行う「容易な耐震診断」で倒壊の危険があると判定された場合でも申請可能

- ・今年度の補助金交付申請の**締め切り**は、令和6年12月13日です。
ただし、予定件数に達し次第終了します。
- ・同一敷地内において、上記等の補助制度を併用することはできません。
(例：改修費補助と解体費補助を併用することはできません。)



すべての補助制度について、契約及び着手の前に申請が必要です！

◎**判定値**とは、各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込窓口】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市建築部 住宅政策課 ☎ 0586-85-7010 (直通)

《空き家所有者のみなさまへのお願い》お持ちの不動産を適切に管理されていますか？

空き家等は個人の財産です。管理者または所有者には、空き家等を適切に管理する責務があると定められています。建物の老朽化等による瓦や壁の落下、樹木・雑草の繁茂などにより、近隣住民や地域に迷惑をかけるおそれ、また、屋根等が落下、崩れるなどして、他人がけがをした場合、所有者の責任となり損害賠償を請求される可能性がありますので、お持ちの空き家について適切な維持管理をお願いします。

《相続登記のススメ》相続財産をしっかりと引き継ぎましょう。未来につなぐ相続登記

近年、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在しています。そこで、令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されました。相続登記されていないと、お持ちの不動産を任意で売買や処分できないなど思わぬ不利益を受けることがありますので、相続登記をお済みでない方は、相続登記をしましょう。
詳しくは法務局までお問合せください。 [あなたと家族をつなぐ相続登記で検索](#)

